

快適トイレの導入試行要領

1. 目的

- 建設現場において男女ともに働きやすい環境を整備するため、長崎県においても平成29年度以降の工事において、標準仕様を満たすトイレを現場のトイレとして試行導入するものとする。

2. 試行対象

◆試行対象機関

- 本庁水産部、各振興局建設部（長崎港湾漁港事務所、上五島支所、上県土木出張所、長与都市開発事業所含む。建築課・住宅課、維持・ダム・空港管理事務所は除く。）

◆試行対象工事

- 令和8年4月1日以降に起工する、道路、河川、砂防、港湾、漁港関係の工事について、原則試行導入するものとする。

ただし、流通の関係上、仕様を満たす快適トイレが手配できない場合は、監督職員と協議の上、本試行対象外の工事として取扱うものとする。

3. 試行内容

◆快適トイレ標準仕様（イメージ）

1. 快適トイレに求める機能（標準仕様）

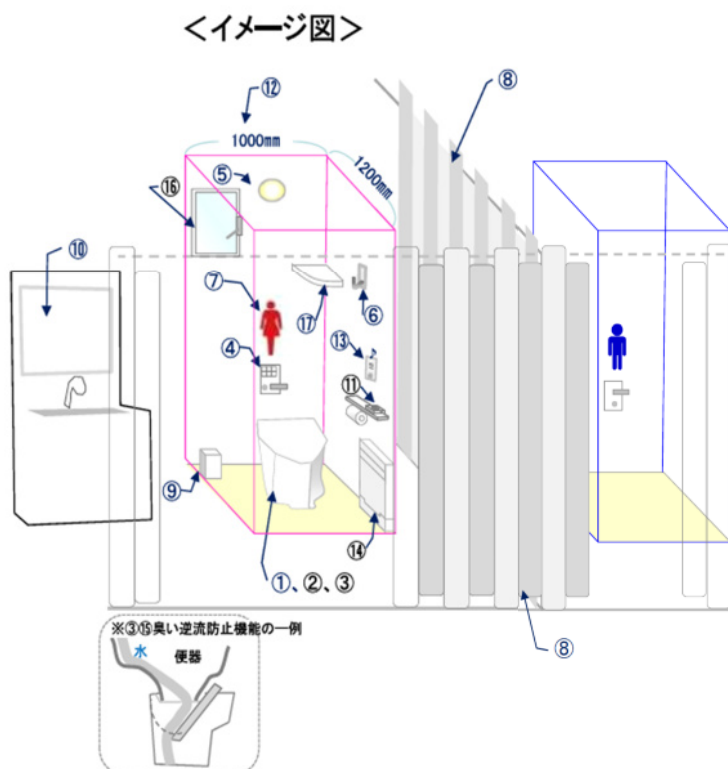
- ①洋式（洋風）便器
- ②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置を含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚（耐荷重を5kg以上とする）

2. 快適トイレとして活用するために備える付属品

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

3. 推奨する仕様、付属品

- ⑫便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ⑬擬音装置（機能を含む）
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）



※1及び2の項目は、必ず備えるものとする

※3の項目は、無くても良いが、あればより快適に使用出来ると思われるもの

◆快適トイレの設置

- 工事現場に新たにトイレを設置する場合に適用する。(現場事務所等を間借りした建物とした際に既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合や現場作業員が使用しない場合には適用しない。)
- 標準仕様を満たすトイレを設置することを標準とする。
- 「快適トイレに求める機能①～⑥」及び「快適トイレとして活用するために備える付属品⑦～⑪」については、受注者は必ず備えるものとする。備えていないトイレは、快適トイレとして扱わないこととする。
- 「快適トイレの標準仕様イメージ」及び「快適トイレに求める機能の考え方」については、【別添1】を参照のこと。
- 監督職員は、「快適トイレに求める機能①～⑥」及び「快適トイレとして活用するために備える付属品⑦～⑪」について、内容が確認できる資料を受注者に提出を求め、確認できた場合に費用を計上するものとする。
- 原則、試行対象工事に適用するが、設置基数を現場毎に必要性を協議の上、決定することから、当初は金額を計上せず、変更契約時に計上する方法とする。
- 流通の関係上、仕様を満たす快適トイレが手配できない場合は、監督職員と協議の上、快適トイレを導入しないものとする。(本試行対象外とする)

◆快適トイレの積算計上費用

- 快適トイレの費用は、1基当たり〔57,000 円/月〕を上限に「積算上の差額」※を計上するものとし、設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。
※「積算上の差額」：実際にかかった費用から 10,000 円（従来品）を除いた額。
- 計上費用は、「上限額〔57,000 円/基・月〕」と「積算上の差額」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（営繕費）に積上げ計上するものとする。
- ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、入口別に〔57,000 円/基・月〕上限まで計上可能とする。
- 積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途積上げ計上は行わない。

《具体的な計上方法例》

- ① 実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円/基・月の場合(積算上の差額 60,000 円)
→積算で計上する費用：57,000 円/基・月
- ② 実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円/基・月の場合(積算上の差額 30,000 円)
→積算で計上する費用：30,000 円/基・月

4.各記載例

《入札公告》

『工事概要』に以下を追記する。

(番号) 快適トイレの設置

本工事は、快適トイレ設置対象工事とし、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

《特記仕様書》

第〇〇条 現場環境改善（快適トイレの試行設置）

1. 内容

受注者は、施工現場付近に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能（標準仕様）】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【快適トイレとして活用するために備える付属品】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サンタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【快適トイレとして活用するために備える付属品】(7)～(11)の費用については、従来品相当額を差し引いた後、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬費・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

3. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

5. その他

◆快適トイレの導入に当たっての配慮事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下に配慮することとする。

○原則

女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置することを標準とする

○全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く

○設置位置

女性トイレと、男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する

○動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする

○ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする

○照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする

○室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする

○性別の徹底

混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する